

# 発達障害及び発達障害の傾向のある学生への支援の現状と合理的配慮に関する教員の意識についての研究

——甲南大学専任教員・非常勤講師へのアンケート調査から——

甲南大学学生相談室 高石恭子・青柳寛之・福留留美

## I. 問題と目的

2013年に成立した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（通称「障害者差別解消法」）が2016年4月1日より施行され、障害のある学生への合理的配慮の提供が、国公立学校においては義務化、私立学校においては努力義務化され、求められるようになった。本学でもその要請に応えるため、2016年4月1日付で、建学の理念に基づく「甲南大学障がい学生支援方針」（<http://www.konan-u.ac.jp/pdf/siensoudan.pdf>）を策定し、具体的な支援の体制作りが始まっている。

ところで、その議論の過程で浮き彫りになってきたのは、「合理的配慮」が実際には何を意味するのか、教職員間でも共通理解を形成するのがなかなか難しいということであった。高等教育機関において求められる合理的配慮（reasonable accommodation）とは、学生自身や保護者、関係者が一緒に検討しながら、個々の状態、特性や教育的ニーズ等に応じて変更・調整されるものであり、大学等における体制面・財政面において、「均衡を失した、または過度の負担を課さないもの」とされている（「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」2012）。しかしながら、とりわけ発達障害については、外から見えにくく、また障害の内容も個別性が高いために、修学や学生生活で抱える困難のどこまでが障害（先天的な要因）によるものなのかが判然とせず、しかも「医学的診断」や「障害者手帳」を取得していなくて

も障害学生支援の対象とするという指針により、何を基準に誰の責任で合理的配慮の提供範囲を決定すればよいか、非常にわかりにくい。

実際の議論のなかで、最も共通理解が難しかったのは、発達障害学生の成績評価をめぐる考え方であった。本来、合理的配慮とは、障害のない他の学生と公平に成績評価を受けられるようにするために、障害ゆえの障壁をできるだけ撤廃し、軽減する支援を行うこと（ただし、過度の負担にならない範囲で）を意味するはずである。聴覚障害の学生にノートテイクをつけること、書字障害の学生の試験時間を延長すること、下肢不自由の学生に車椅子のできる体育実技科目を課すことなどは、わかりやすい例だろう。

一方、発達障害において、感覚過敏があるため別室での個別受講や受験を認める、時間の観念に障害があるためレポートの期日を延長する、注意の分配に障害があって講義ノートが取れないため板書の撮影を許可したり個別に印刷資料を配布する、といった配慮に関しては、過度の負担には当たらないと思われるものであっても、「他の学生から不満が出る」「評価のダブルスタンダードは設けられない」「不平等」といった否定的な意見が少なからず出て、最終的に合意形成に至らない場合も少なくなかった。その結果、冒頭の「障がい学生支援方針」の条項から、評価に関連する支援の記載は削除されることとなった。

同様の議論は、多くの大学で交わされているものと考えられる。今後、発達障害やその傾向のある学生に対し、必要な時に必要な配慮が提

供できるように体制を整備していくにあたって、まずは、本学における支援や配慮の実態を把握し、検討すべき課題等を整理するとともに、合理的配慮に関して本学の教員がどのような意識をもっているかを明らかにしておくことが必要であろう。本論文では、九州大学、九州工業大学、広島大学と本学の共同による「発達障害学生に必要となる支援の実際と合理的配慮に関する研究」[科研 基盤研究(C) 代表者 吉良安之(九州大学教授)]において各大学で実施された調査<sup>註1)</sup>のうち、本学専任教員ならびに非常勤講師を対象としたアンケート調査の結果を報告する。そして調査に参加した本学以外の3大学との比較を行い、専任教員、非常勤講師、それぞれの立場による支援や配慮の実態と意識のあり方の特徴についても考察することを目的とする。

## II. 方法

### 1. アンケート実施要領

- 1) 実施対象 甲南大学専任教員 269名(280名中、外国人教員、在外研究中の教員等を除く)  
非常勤講師 644名(655名中、外国人教員等を除く) 計913名
- 2) 実施時期 2016年5月19日～6月3日
- 3) 実施方法 全対象者にアンケート用紙を配布。専任教員は、学部・センターごとに事務室を通して配布。非常勤講師は、非常勤講師控室内の個人メールボックスに直接配布。回収は学部・センター事務室内設置の回収箱または学内便による。
- 4) 回答者数 専任教員 86名  
非常勤講師 131名 計217名  
有効回答率  
専任教員 32.0%  
非常勤講師 20.3%

### 2. 質問項目

「専任教員版質問紙」は、本科研調査を実施し

た4大学共通のものである(松下他, 2017参照)。本学のみ「非常勤講師版質問紙」を作成し、回答者の属性を尋ねる問1～問5に【 】内の加筆を行い、最終ページに3項目の質問を追加した(論文末資料参照)。これに、調査協力依頼文(表面)と、発達障害および合理的配慮の用語説明(裏面)を印刷した表紙を添付したものを配布した。

## III. 結果

### 1. 回答者の属性(問1～問5)

はじめに回答者の属性に関する項目の結果を示す。非常勤講師の場合、本務校等が別にある場合はその情報を、ない場合は本学について回答してもらった。

表1には回答者の勤務する学校の種別を示した(問1)。専任、非常勤ともに、ほとんどが大学に勤務していることがわかる。表2には学校の設立形態を示した(問2)。回答した非常勤講師の大半が私立に勤務しており、国公立を本務校とする回答者の数は非常に少ないことがわかる。表3には勤務する学校の規模を示した(問3)。大半の非常勤講師が、甲南大学と同程度の規模の大学を選択していることから、甲南大学を念頭に置いて、以下の質問項目にも回答している人が多いのではないかと考えられる。

表1 回答者の勤務する学校の種別(問1)

種別	専任	非常勤
1. 大学	86	129
4. その他		2
総計	86	131

\*その他 専門学校1、専修学校1

表2 回答者の勤務する学校の設立形態(問2)

形態	専任	非常勤
1. 国立		10
2. 公立		4
3. 私立	86	116
無効回答		1
総計	86	131

表3 回答者の勤務する学校の規模 (問3)

規 模		専 任	非常勤
大 学	1. 1,000人以下	86	4
	2. 1,001~5,000人		6
	3. 5,001~10,000人		106
	4. 10,001人以上		11
その他	13. 1,001人以上		2
	無記入		1
	無効回答		1
総 計			131

\* 本学専任教員は3. に統一処理した

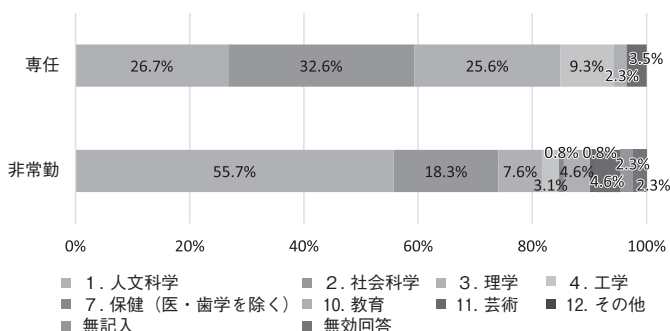


図1 所属部局 (問4)

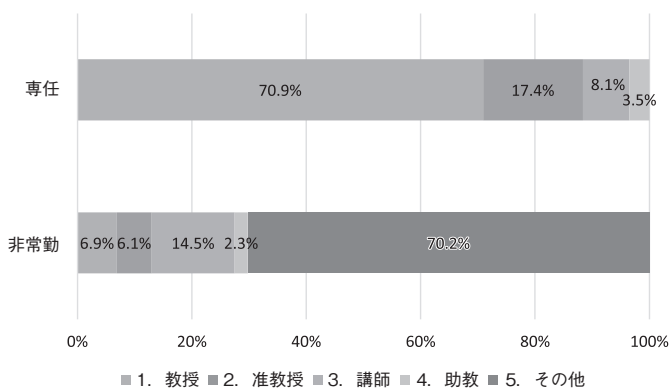


図2 職名 (問5)

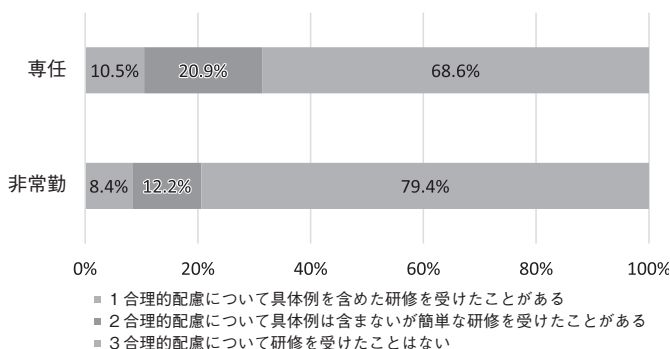


図3 合理的配慮についての研修経験 (問6)

次に、図1に回答者の所属部局（または本学での担当分野）を示した（問4）。非常勤の中で人文科学系の割合が突出して多いのが目をひくところである。これは、本学において、語学及び文系基礎共通科目の授業担当を非常勤講師が占める割合が高いことが反映されていると考えられる。

図2に回答者の職名を示した（問5）。専任では「教授」の割合が高くなっている。また、非常勤では、「その他」が多い。「その他」には、本務校のない非常勤講師や博士研究員が含まれている。この回答者構成は、かなり顕著な違いとなっており、回答の結果にも影響を与えていると考えられる。

## 2. 障害のある学生全般の合理的配慮に関する研修・学習経験 (問6～問8)

これ以降は、障害学生支援に関する経験の実態や意識について問う内容となっている。各質問項目についての結果を示す前に、「Ⅱ. 方法」で示した本調査の回答率について触れておくと、有効回答率は専任32.0%、非常勤20.3%で、決して高いとは言えない。以下の結果は、このテーマに関してある程度関心を持っている人が多く回答しているという制約を念頭に置いて、吟味していく必要がある。

問6は障害のある学生、または発達障害のある学生への合理的配慮に関して、これまでに受けた研修（FDなど）についての問いである。結果を図3に示す。専任の方が経験「あり」の割合がやや高いものの、全体としては専任・非常勤ともに「ない」の割合がかなり高く、7～8割となっている。

問7は、「障害のある学生、あるいは発達障害のある学生への合理的配慮に関して、これまでに教員同士で、あるいはカウンセラーや医師などの専門職者と話

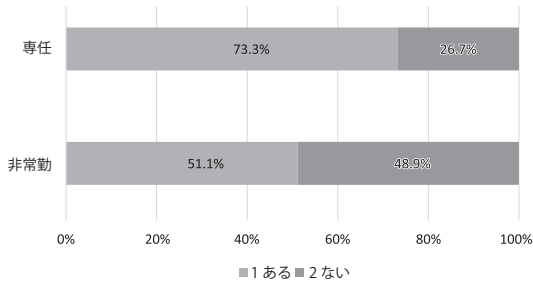


図4 合理的配慮についての話し合い経験 (問7)

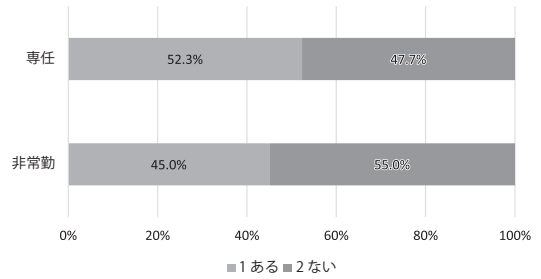


図5 合理的配慮について調べた経験 (問8)

問9 発達障害及び発達障害の傾向がある学生への指導経験について、項目1～4のうち当てはまるもの、いずれか一つの数字に○をつけてください。

1. 指導教員としても教科目の教員としても指導したことがある
2. 指導教員として指導したことがある
3. 教科目の教員として指導したことがある
4. 指導したことはない

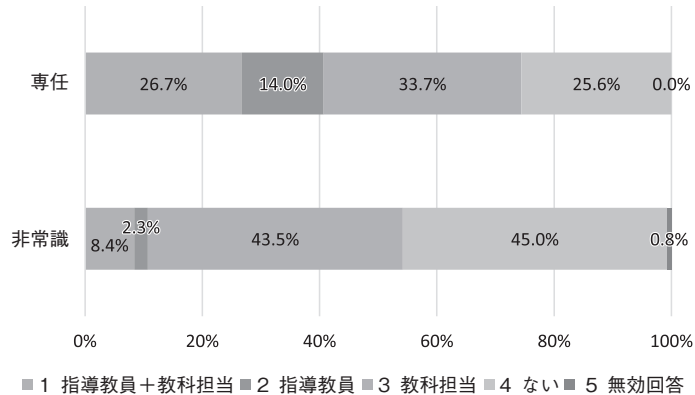


図6 発達障害(傾向)のある学生の指導経験 (問9)

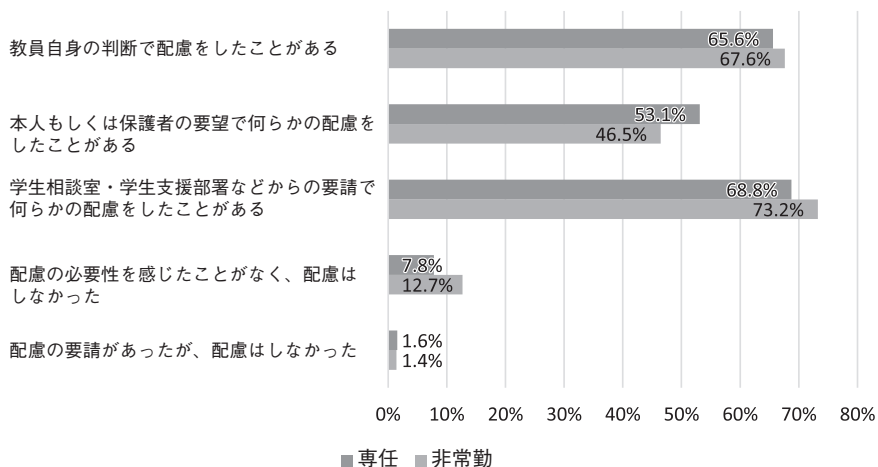


図7 発達障害(傾向)のある学生への配慮経験 (問10)

問11 発達障害及び発達障害の傾向がある学生への対応に迷った時の相談・支援窓口について、お尋ねします。項目1～3のうち当てはまるもの、いずれか一つに○をつけてください。  
 ※特に障害学生支援に特化した窓口でなくても構いません。  
 1. 相談できる窓口が学内にあることを知っている  
 2. 相談できる窓口が学内にあるかどうか知らない  
 3. 相談できる窓口は学内に整備されていない

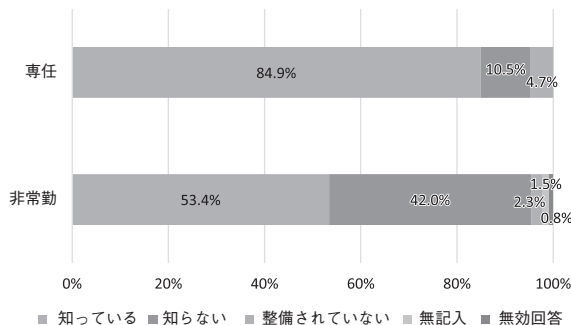


図8 学内の相談窓口に関する情報 (問11)

し合ったことがあるか (合理的配慮全般についても、特定の学生への配慮についてでもよい)」という問いである。結果を図4に示す。話し合ったことが「ある」の割合は、専任がやや高く約7割、非常勤でも過半数を超えている。話し合いの内容については、合理的配慮全般から特定の学生に対する配慮まで、かなり幅広く問うているので、全般的な傾向しかわからない。それでも、比較的高いこの割合は、「障害者差別解消法」が2016年4月1日より施行され、「合理的配慮」についての周知がなされている状況下で、そのことに触れ、意識する機会が増えている可能性を示している。

問8は、「障害のある学生、あるいは発達障害のある学生への合理的配慮に関して、自分で調べたことがあるか」という問いである。結果を図5に示す。専任と非常勤の差は比較的小さく、「ある」が半数前後という結果である。「自ら調べる」という能動的な行為なので、問7よりやや低くなっているのかもしれない。

### 3. 発達障害及び発達障害の傾向がある学生への対応経験 (問9～問11)

問9は、発達障害及び発達障害の傾向がある学

生への指導経験を問うたものである。結果を図6に示す。指導教員としての担当経験を含む1と2は、当然のことながら、専任で割合が高くなっている。非常勤では多くの場合、教科担当での指導経験である。全体としては、「指導経験なし」の割合が、専任で約4分の1、非常勤で半数弱となっている。

問10では、問9で1～3と回答した人を対象に、発達障害及び発達障害の傾向がある学生に対する配慮経験を問うている。複数回答可能としているので、項目ごとに「あてはまる」と回答した人の割合(%)を算出した(問9で1～3と回答した人数で割っている。専任の場合は64名、非常勤では71名であった)。結果を図7に示す。専任、非常勤の差はあまり大きくなく、ともに「学生相談室・学生支援部署などからの要請で配慮」、「教員自身の判断で配慮」、「本人・保護者からの要望で配慮」の順で配慮経験の割合が高くなっている。全体として、発達障害(傾向)のある学生への指導経験がある場合、何らかの配慮をした経験のある人の割合は、かなり高いと言える。

問11では、発達障害及び発達障害の傾向がある学生への対応に迷ったときの相談・支援窓口について知っているかを問うている。結果を図8に示

す。専任で「知っている」の割合がかなり高くなっており、8割を超えている。これは授業時間以外でも継続的に大学にいて情報に触れやすいということや、専任教員としてのコミットメントによるものと思われる。一方、非常勤では4割強が「知らない」と回答している。非常勤講師に学内の窓口の存在をどのように周知していくかが課題と言えるだろう。

#### 4. 発達障害及び発達障害の傾向がある学生への合理的配慮に関する意識と経験（問12）

問12は、発達障害及び発達障害の傾向がある学生への合理的配慮の内容について、教員としてどのように考えるかを問うている。その内容は26あり、〈相談を受け情報を共有する〉①～③、〈相談機関についての情報提供や案内〉④～⑥、〈履修や学生生活にかかわる個別の支援〉⑦～⑨、〈自分の担当科目を履修しているさいの個別の配慮〉⑩～⑱、〈試験に関する個別の配慮〉⑳～㉒、〈実験や実習における個別の配慮〉㉓～㉖の、6つのカテゴリーに分かれている。これらそれぞれに対して、「(自分、あるいは周囲の教員)は、すでに行っている」「行ったことはないが、実行可能」「行ったことはないし、実行は難しそう」「行ったことはないし、かつ必要ない(あるいは、すべきではない)」のいずれかを選択するように求めた。全体的な傾向を見るために、専任の結果を図9に、非常勤の結果を図10にまとめて示した。

まず図9の専任の結果を検討する。「すでに実施」と回答した人の割合が高かったのは④⑤⑥(ほぼ同数)で、すべて〈相談機関についての情報提供や案内〉のカテゴリーに属する項目であった。「繋ぐ」連携支援が実際に実施されていることを示していると考えてよいであろう。

「実行可能」とした人の割合が高いのは⑬⑭、次いで⑮⑲⑳(同数)であった。⑬⑭⑮は〈自分の担当科目を履修しているさいの個別の配慮〉の

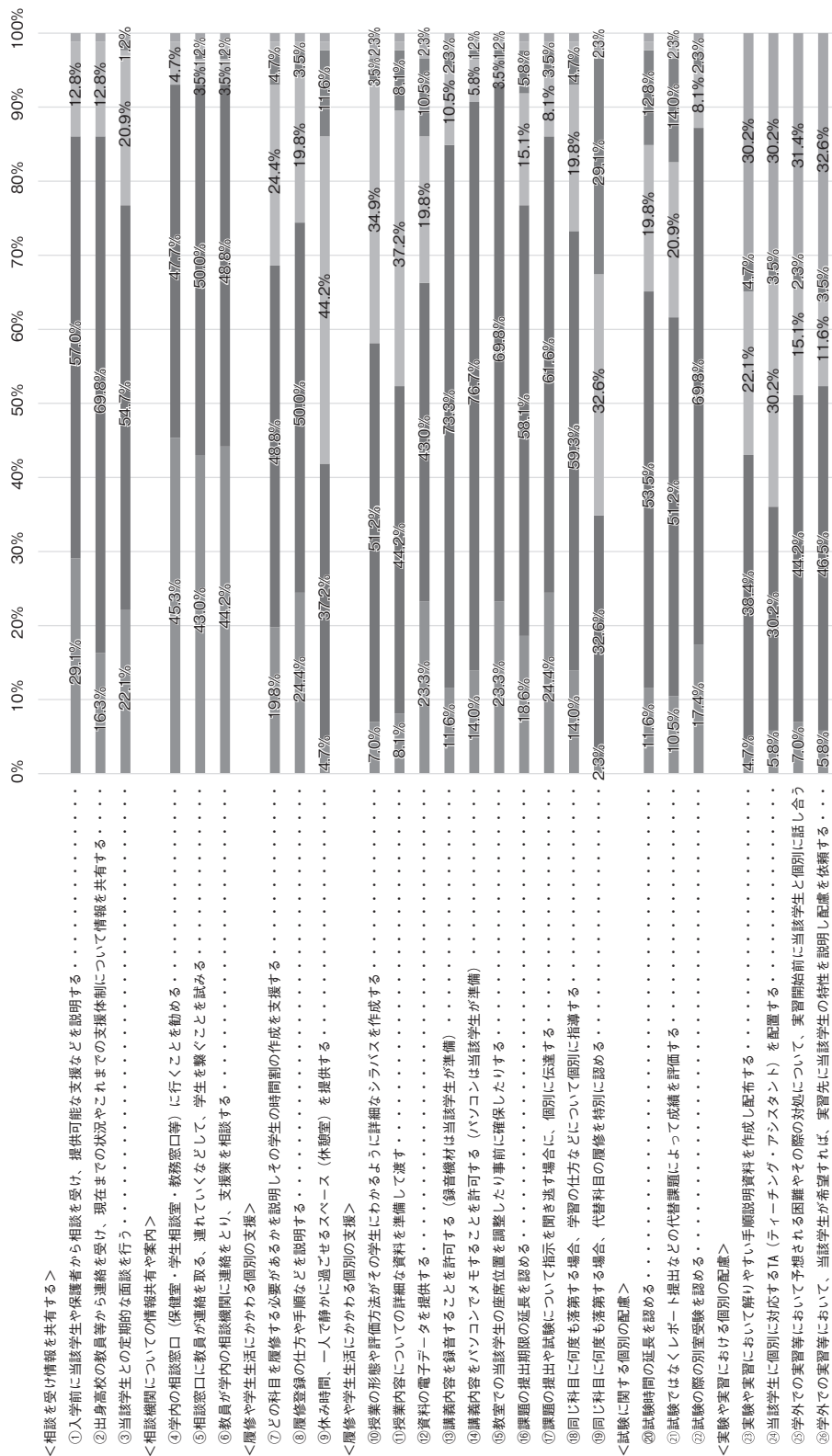
カテゴリーで、パソコンや録音機器の使用、座席位置についての配慮である。これらは自らの裁量で実行しやすいということであろうか。

「実行困難」とした人の割合が高いのは⑨⑩⑪で、⑨がやや高い割合である。⑨は休み時間にひとりで過ごせるスペースを提供するというもので、これは教員個人の裁量ではなるほど困難かもしれない。⑩⑪は、詳細なシラバス作成や、授業の詳細な資料の準備である。これは公平性という理由もあろうが、どちらかというど労力の大きさによるものではあるまいか。

「不必要」を見ると、⑲が多く(29.1%)、少し離れて⑳㉑となっている。⑲は代替科目の履修を認めることであるが、これはかなり踏み込んだ配慮に映るのであろうか、「実行困難」とした人もかなり多く(32.6%で4位)、「すでに実施」と「実行可能」を足した割合が最も低くなっている。㉑はレポートへの代替による評価、㉒は試験時間の延長である。この㉑㉒は、「I. 問題と目的」でも触れた、成績評価に関連する配慮である。実は「実行可能」とした人の割合は真ん中くらいの順位であり、決して少なくはない。つまりは教員の意見が割れているということになろうか。

次に図10の非常勤の結果を見ると、まず目につくのは「すでに実行」の割合が全体に低いことである。専任では高い項目が40%を超えているのに対して、非常勤では④⑮⑰が高いものの、20%前後にとどまっている。内容的には④は相談窓口を勧めること、⑮は座席位置の配慮、⑰は指示を個別に伝達することである。

「実行可能」とした人の割合が高いのは⑭⑮⑯⑰で、⑭⑮はパソコンや録音機器の使用、⑮⑰は座席位置の配慮と指示の個別伝達である。⑮⑰は「すでに実行」の選択率も高かった項目である。これらの項目は、専任の結果も同様の傾向となっている。公平性が議論になることはあろうが、とりあえずは自らの裁量でできそうという点から高いのではないかと思われる。



■ 既に実施 ■ 2 実行難しそう ■ 3 実行可能 ■ 4 不必要 ■ 無効回答 ■ 無記入  
 ※ 「無効回答」と「無記入」の順で、1.2%以下の数値は省略した

図9 合理的配慮についての意識と経験（問12）：専任教員

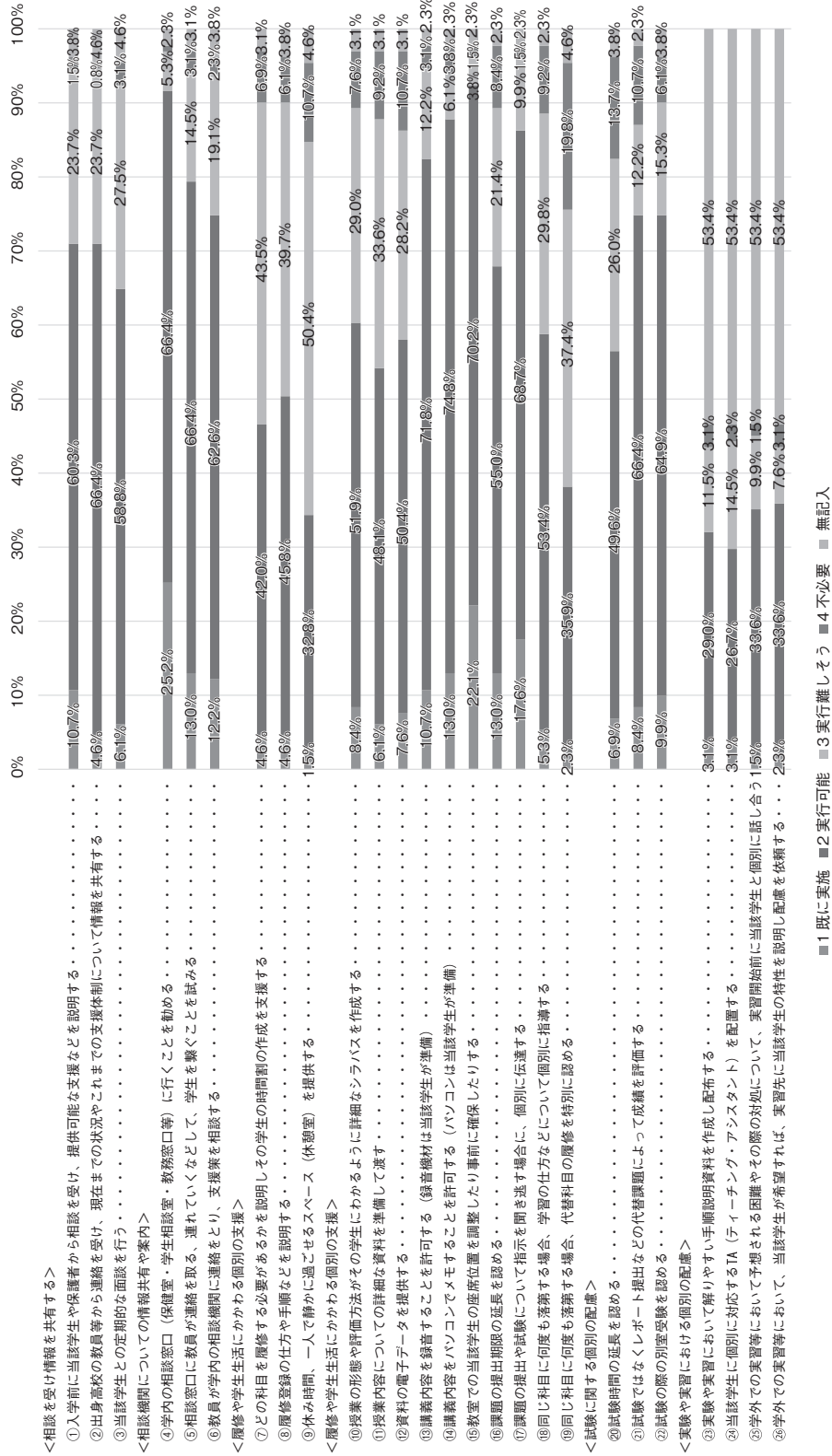


図10 合理的配慮についての意識と経験（問12）：非常勤講師



問13 (A) 医学的な診断はないが、学内のカウンセラー等が発達障害の可能性があると判断する場合があります。あなたの考えに当てはまるものを一つ選び、その数字に○をつけてください。

1. 医師による診断書が大学側に提出されたとしても、個別的配慮は考えにくい
2. 医師による診断書が大学側に提出された場合にのみ、個別的配慮を考える
3. 医師による診断書が提出されていなくても、学内のカウンセラー等が発達障害の可能性があると判断する場合は、個別的配慮を考える
4. 医師による診断書や学内のカウンセラー等による判断がない場合でも、当該学生が修学上困っていることがわかれば、それに対して配慮を行う

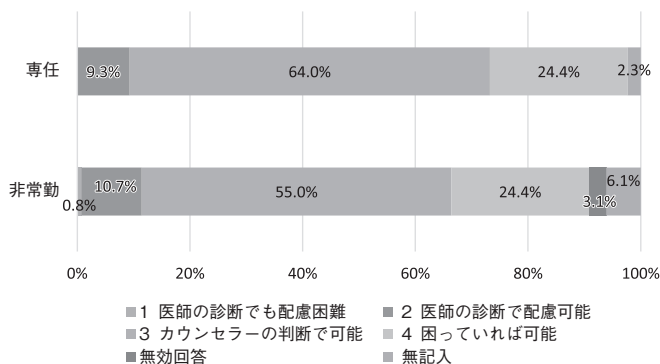


図11 医学的診断の有無等と個別的配慮 (問13A)

「実行困難」とした人の割合が高いのは⑨⑦⑧である。すべて履修や学生生活にかかわる個別の支援のカテゴリーに属する項目である。⑨がやや高い割合で、ひとりで過ごせるスペースの提供である。これは専任でも「実行困難」とした割合が高かった項目である。⑦は時間割作成の支援、⑧は履修登録の仕方や手順の説明である。確かにこの2項目は、担任やゼミ担当教員が行う方が自然であろう。

最後に「不必要」は⑱⑳が多い。専任と同様の傾向である。⑱は代替科目の履修を認めることで、「すでに実施」と「実行可能」を足した割合も低い。⑳は試験時間の延長で、専任と比較すると、「すでに実施」「実行可能」とした人の割合はそれほど多くない。

専任、非常勤の傾向を俯瞰的にみると、「繋ぐ」連携を示す項目である④⑤⑥の実施割合が専任で高いのが最も異なるところで、他の点は、専任と非常勤の立場を反映したものとはいえ、大局的にみれば同様の傾向を示していると言っているのではないと思われる。

### 5. 合理的配慮を行ううえで検討すべき事項 (問13)

問13では、「合理的配慮を行ううえで検討すべき事項や支障となる事項」について、5つの問いを設け、選択肢への回答を求めるとともに、自由記述欄を設けて意見を記述してもらった。

問13 (A) は、医学的診断の有無と個別的配慮の関係についての問いである。まず、回答結果を図11に示す。専任と非常勤の傾向の違いはさほど大きくなく、「学内のカウンセラー等の判断で個別的配慮が可能」とする人の割合が最も多い。医学的診断を含め、全体としては何らかの専門家の判断を要すると考える人が7割程度いる。また、非常勤よりも専任の方が、「学内のカウンセラー等の判断で配慮可能」とする人の割合がやや多いが、これは問11の結果にもあるように、専任の方が学内相談窓口の情報をより多く得ており、連携支援の経験によって形成された意識をもっている可能性を示唆している。

自由記述欄への記載は、専任が8名（内訳は、回答2が1名、3が4名、4が3名）、非常勤が20名（内訳は、回答2が3名、3が10名、4が7

問13 (B) 教育上の理念や教育目標と合理的配慮との兼ね合いについて、どのように考えますか。

1. 教育理念や教育目標を曲げるわけにはいかないので、他の学生と同じ課題を同じ方法で行うことができなければ、単位を与えることはできない
2. 教育理念や教育目標を曲げるわけにはいかないので、それには抵触しない範囲での些少な個別的配慮のみを認める
3. 教育理念や教育目標を曲げることは避けたいが、当該学生がその特性に見合った課題・方法で学べるようにできるだけ個別的配慮を行う
4. 教育理念や教育目標よりも、その学生が単位を取得して卒業できることを重視して最大限の個別的配慮を行う

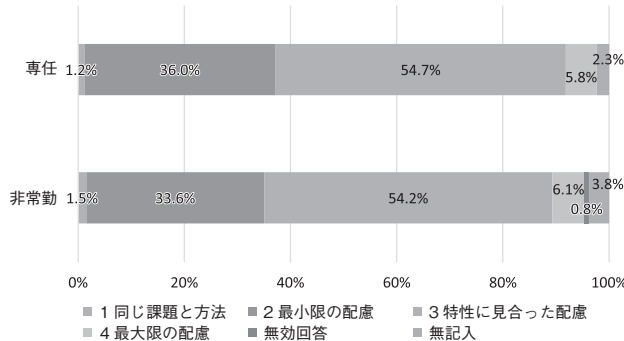


図12 教育上の理念や目標と合理的配慮の兼ね合い (問13B)

名)であった。特記すべき意見としては、回答3を選択した教員のもので、「学内カウンセラーは臨床心理のプロであるはずなので、その判断には従う。」「一番大変で困っているのは医学的な診断が難しい軽度の障害者である様に感じました。医学的診断とは別にこの部分の解決方法を大学等が考えなければならないと思います。」(以上専任)、「医学的診断を受けさせることは、生命保険の加入などの面において人生に影響を与えてしまいかねず、強制が難しい。」「そもそも発達障害の診断そのものが明確でない気がします。『～障害』とひとくくりにラベルをつけるのではなく、当該学生が何に問題を抱えているか、どのようなサポートができるかというアセスメントが重要だと思います。」「素人では判断しづらく、また、不適切な配慮をしてしまうかもしれませんので、少なくともカウンセラーの判断をお願いしたいと思います。」(以上非常勤)といった記述が挙げられる。医師の診断を合理的配慮の判断の絶対的な根拠とすることには慎重であるべき、もしくは最小限の学内カウンセラーの判断があればよい、という意識をもつ教員が回答者の中では相対的に多いとい

うことである。一方、医師の診断を必須と考える理由としては、成績評価に関する公平性の担保を挙げた記述が複数見られた。つまり、医学的診断は、当該学生のためにとよりもむしろ、それ以外の学生・教職員への説明責任を果たす上で必要と認識されている現状があると言えよう。

問13 (B) は、教育上の理念や教育目標と合理的配慮の兼ね合いについて問うている。結果を図12に示す。専任と非常勤の違いはほとんどみられない。どちらかというとな教育理念重視を回答1, 2、どちらかというとな個別的配慮重視を回答3, 4とすると、その比率はおおむね4対6程度で個別的配慮重視の意識を持つ教員のほうが多いということになるであろう。

自由記述欄への記載は、専任が14名(内訳は、回答2が8名、3が4名、4が2名)、非常勤が18名(内訳は、回答1が2名、2が8名、3が5名、4が2名、不明が1名)であった。回答3の、個別的配慮を重視する立場の意見の中には、「合理的配慮は本人及び家族の要請を前提とする。要請があった場合、教員個人ではなく、所属学科、学部または大学全体で対応を協議すべきであ

問13 (C) 合理的配慮を行ううえで、他の学生との公平性の問題をどのように考えますか。

1. 個別の配慮は他の学生にとって不公平になるので、特別の配慮は行いたくない
2. 他の学生にとって極端な不公平にならない範囲での配慮のみを行う
3. 当該学生は発達障害のために他の学生とは異なる困難を有しているのだから、その学生に配慮を行うことで公平性が保たれる
4. 他の学生との公平性については特に気にならない

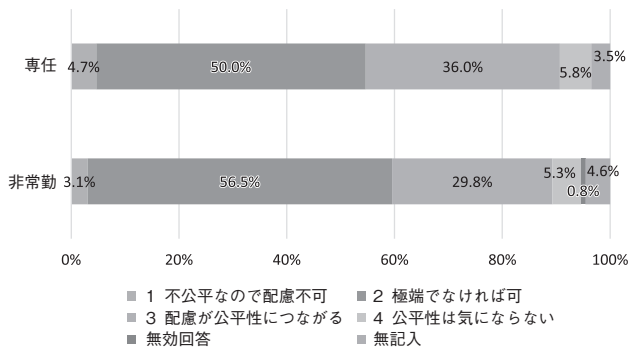


図13 他の学生との公平性の問題と合理的配慮 (問13C)

る。「個々の教員が配慮の方法を決めると、科目間で不公平が生じると思われます。大学として方針を定める必要があると感じます。」(以上専任)といった、教育理念や目標に照らした配慮の基準を大学が示す必要性に触れたものと、「教育理念についてはよくわからない。」「教育理念、教育目標は個別学生に照らして意味を持つと考えます。」(以上非常勤)といった、そもそも本学としての教育理念を意識していないことが窺われるものと、立場によって異なる特徴が見られた。その違いは、回答4の選択者の記述にも見られ、専任では「いったん(入学を)認めたら卒業までサポートすべきと思う。」という教育機関としての使命が強調されており、非常勤では、「言葉はきれいですが、課題をできるだけ簡単にして、単位を取得することのみに焦点を当てます。最大限の個別的配慮って、非常勤では困難です。」と、理念より目の前の現実に対処せざるを得ない状況が強調されていた。

問13 (C) は、合理的配慮を行ううえで、他の学生との公平性の問題をどのように考えるかを問うている。結果を図13に示す。これも専任と非常勤の間に大きな違いはみられない。回答1, 2を

「不公平回避重視」の立場とすれば、6割前後の人が該当すると言うことができる。一方、回答3には「配慮をして初めて公平」という、公平性に対して1, 2とは視点の異なる考え方が入っているが、この回答を選択したのは専任で36.0%、非常勤で29.8%と、専任の方がやや高かった。

自由記述欄への記載は、専任が15名(内訳は、回答1が3名、2が4名、3が4名、4が3名、不明が1名)、非常勤が21名(内訳は、回答1が1名、2が11名、3が5名、4が2名、不明が2名)であった。記述者数は(A)~(E)の中で最も多く、この問題が、教員にとって最も頭を悩ませるものであることが窺える。例えば最も多かった回答2(他の学生にとって極端な不公平にならない範囲での配慮のみを行う)の選択者の中には、「他の学生から苦言というか苦情があったこともあり、公平性を保つことが難しい。」(専任)、「個別の配慮を行うことによる不公平感が、発達障害のある学生への嫌悪、忌避感に容易に転化し、孤立を深めてしまう結果になるケースがあり、苦慮している。」(非常勤)等、クラス運営において、実際に困難を経験している教員がいることがわかる。このような事態が生じる要因として

問13 (D) 個別の学生への配慮は、それが合理的であったとしても教員にとって大きな労力を要するものになる場合があります。このことについてどのように考えますか。

1. 個別の配慮を行うだけの時間的体力的な余裕が乏しいので、特別な配慮はできない
2. 時間的体力的な余裕が乏しいので、労力を要さない最小限の個別配慮のみ可能である
3. 時間的体力的な余裕は乏しいが、当該学生に必要な配慮はできるだけ行う
4. 当該学生に必要な配慮であれば、教員側に必要となる労力の度合いにかかわらず、それを行う

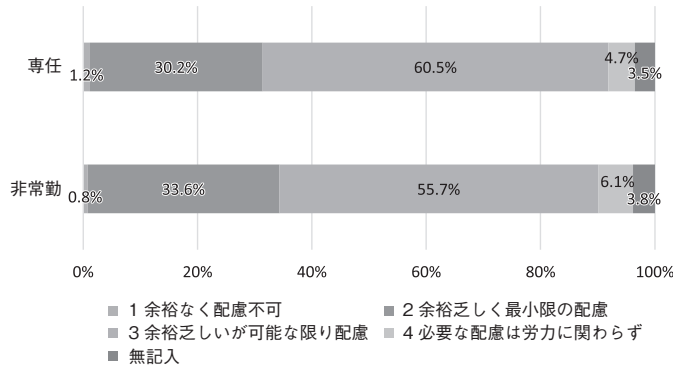


図14 個別の配慮と教員の労力の問題 (問13D)

は、発達障害が外から見えにくい障害であること、また保護者や本人が障害を他の学生に知られることを望まない場合が少なくないこと、さらに、当該学生の自覚がないために教員の判断（や保護者からの要請）でこっそり配慮している場合があることなどにより、他の学生への合理的説明がしたくてもできないという事情が挙げられよう。一方、次に多い回答3（その学生に配慮を行うことで公平性が保たれる）の選択者の中にも、「学習過程における公平性と成果・結果、成績における公平性は別だと思われる。前者には、実質的公平性と、後者には形式的公平性を重視することが、むしろ公平であると考える。」（専任）、「学費が同一であることは公平であるとは思わない。特別な配慮がなされる学生は、その分、金銭的負担を負うべきだと考えます。」（非常勤）といった意見が見られ、「公平性」の概念をどう理解するかが教員によって一様ではないことがわかる。そのあたりの意識の現状をさらに精査するためには、「公平」「公平性」という用語の定義を予め明示したうえで回答を求めることが必要だろう。

問13 (D) は、個別の配慮と教員にかかる労力の兼ね合いについて問うている。結果を図14に示

す。これも専任と非常勤との間に大きな違いは見られない。回答1, 2を合わせて「労力の問題ゆえに配慮に限界がある」という意識とすると、双方ともおおむね3分の1程度という割合となる。逆に見ると3分の2の人は、「労力の問題があっても積極的に配慮する」という意識を持っていると言えよう。

自由記述欄への記載は、専任が14名（内訳は、回答2が5名、3が7名、4が1名、不明が1名）、非常勤が20名（内訳は、回答2が8名、3が10名、4が1名、不明が1名）であった。専任と非常勤では、回答2と3の選択者に共通して、各立場に特徴的な記述内容が見られた。専任では、「個別の負担は大きい。チームとしてのサポート体制が不可欠だと思います。」「教員へのサポート体制を整えるべきである。」「配慮の主体は、教員ではなく専門の部署とすべきである。」「物理的・時間的な問題もさることながら、心理的・精神的な負担が大きい。プロフェッショナルな訓練を受けた人員の配置が望まれる。」といった、支援のシステムを構築する必要性に多く触れられ、非常勤では、「今後、発達障害のある学生

問13 (E) 別的な配慮を行うために、費用を要したり、特別な施設・機材を大学側が準備する必要が生じる場合があります(例:TA雇用等の人件費、休憩室、特別なパソコンソフト等)。そのことについてどのように考えますか。

1. 発達障害のある少数の学生のために必要となる費用や特別な施設・機材を要する配慮を行うことは、非現実的である
2. 個別配慮の要請があった場合は、そのために必要となる費用や特別な施設・機材の準備ができるかどうか学内で話し合う必要があるが、現状ではなかなか困難である
3. 個別配慮の要請があった場合は、そのために必要となる費用や特別な施設・機材の準備ができるかどうか学内で話し合い、できるだけ実現することが望ましい
4. 入学してきた学生の修学を支援するための配慮なので、必要となる費用や特別な施設・機材を調達して大学として最大限の配慮を行う必要がある

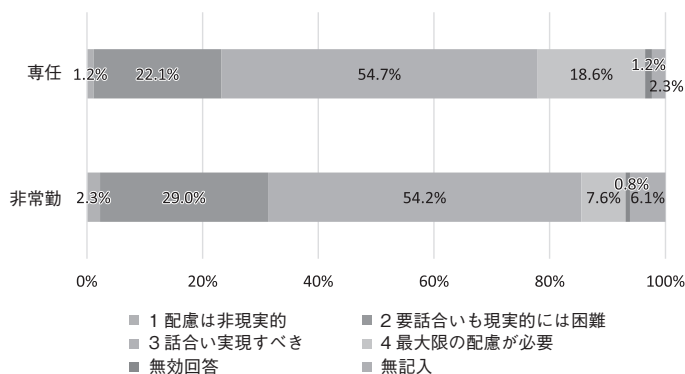


図15 個別の配慮と経費や施設・機材の問題 (問13E)

に無理があると思います。また、超過勤務に対する手当等も必要になってくると思います。」「相応する報酬を支払うべき。これ以上の負担は過酷である。」「雇用・給与の面から考えても細やかな指導は専任の方にさせていただいた方が多いと思います。」といったように、相応の報酬の必要性に多く触れられていた。これらは、一見別々のことを言っているように見えるが、実は、支援のシステムの未整備という同一の問題から派生した意見であると言える。専門の部署が関与するチーム支援のシステムが整備されれば、専任教員の安心につながるだけでなく、非常勤講師が担当する授業における発達障害学生の支援に必要な労力(例えば教材の追加作成、個別学習の場の提供など)の多くを、専門部署の教職員が担うことが可能になると考えられるからである。

問13 (E) は、個別の配慮を行うために必要となる経費や施設・機材の問題について問うている。結果を図15に示す。専任と非常勤では多少事情が異なるようである。まず、回答3の「学内で

話し合い、できるだけ実現すべき」とした人の割合は、専任で54.7%、非常勤で54.2%とほぼ同数で、最も多い。異なるのはその両側で、回答2の「話し合いは必要だが、現状ではなかなか困難」とした人の割合は専任が22.1%、非常勤が29.0%と非常勤が多く、回答4の「大学として最大限の配慮を行う必要がある」とした人の割合は専任が18.6%、非常勤が7.6%と専任が多かった。確かに、経費や機材の問題となると非常勤講師にはハードルが高く映るであろう。同様に回答4には「入学してきた学生の修学を支援するための配慮なので、」という文言があるように、専任の場合は、自らの大学に受け入れた責任ということを念頭に置いているのかもしれない。全体的な傾向を見ると、回答3、4の、どちらかというとならば配慮を実現すべき、とした人の割合は、専任教員で約7割、非常勤講師で約6割という結果であった。

自由記述欄への記載は、専任が14名(内訳は、回答2が4名、3が7名、4が2名、不明が1名)、非常勤が14名(内訳は、回答2が5名、3

が4名、4が3名、不明が2名)であった。記述の内容としては、いずれを選択したかに関わらず、「大学が予算を持ってくれないと、教員では対応不可。」「教員ではなく、事務サイドが考えるべき。」「一大学だけでは難しいかもしれないが、市、県、国の支援をとりつけて実現するよう働きかける必要が今後あると思う。」「大学人の善意だけに頼って配慮を法的に義務化することは難しいであろう。」(以上専任)、「国からの助成金などがあれば『4』で対応したいが、これも現状は理想論を許さない。」「非常勤なので、経営がからむことは全く分からない。」「非常勤に配慮させないで常勤で対応してほしい。」(以上非常勤)といったものが目立ち、専任・非常勤に共通して、教員個人には解決できない問題と捉えられている傾向があるとわかった。

## 6. 非常勤講師という立場による困難と発達障害学生支援の課題

最後に非常勤講師のみに、以下の追加質問を行った。

まず、問1として、「発達障害(傾向)のある学生への対応について非常勤講師という立場による困難を感じたことがあるか」を問うている。結果を図16に示す。「ある」と回答した人が約3割であった。

問1で「ある」と回答した38人に、問2でその内容の自由記述を求めた。記載があったのはそのうち35名(92.1%)で、ほとんどの人が、実際の発達障害及び発達障害の傾向がある学生への対応における苦労や問題について何かしらの意見を書いていた。それらは、①非常勤としての立場や待

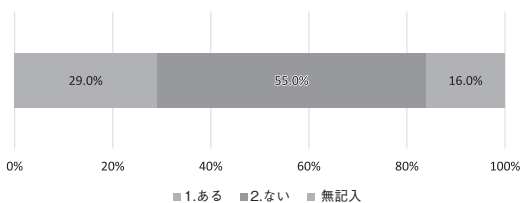


図16 非常勤講師という立場による対応の困難

遇に起因する困難(11)、②大学や専任教員との連携・情報共有のあり方に起因する困難(16)、③その他の困難(8)、という3つのカテゴリーに分類できたので、それぞれの内容の主なものを抜粋して、以下に挙げる。

### ①非常勤としての立場や待遇に起因する困難

- ・非常勤講師という地位に対して負担が大きいと感じる。
- ・対応している時間、労力に対して保証がないので、確保が難しい。
- ・どこまで支援すべきか、非常勤という立場なので、その度合いが不明である。
- ・学生と接する時間は授業時間内に限られているため、授業の補習をするため、私の授業終了後の時間を当てたりしていましたが、完全なサービス残業の感が否めませんでした。

### ②大学や専任教員との連携・情報共有のあり方に起因する困難

- ・当該学生とのコミュニケーションがとれず、合理的配慮が決められない。大学との連携の仕方がわからない。
- ・気になる学生について、どこに相談したらよいか分からない。
- ・大学からの連絡が事後であったため、戸惑った。
- ・提供される情報が少ないので、判断に迷う。指導上、必要なことは個人情報という壁をこえて共有してもらいたい。
- ・専任教員の不勉強不理解など。
- ・常勤の先生方が、該当の学生の状況を理解していない、あるいは間違っていて理解しているのを少なからず目にする。しかし、組織内においては、雑談の範囲内では常勤の先生と話がしにくい。

- ・他大学でのことですが、指導教員から「その学生を落としてもかまわないが、努力を見て判断してほしい」と言われ、他の学生のレベルには達していないものの、単位を認めないといけないような気がしてしまい、結局、単位を与えることにしました。週一度しか、その学生に会うことがないので、「そちらの判断に任せる」と言われて困ることは多いです、個別に対応しなければいけない時は職員の方が同席してくれると対応に自信が持てます。

### ③その他の困難

- ・クラスに2～3人、発達障害と思われる学生がいる。ある学生は遅刻をとがめたところ、逆ギレして、暴言を吐き居直った。何度注意しても、授業中何度も立ち歩いたり、出ていく学生もいる。そのような学生に対応しながら、授業を行っているのが実情です。
- ・入学前に保護者側から各種障害を申請されている方へは、大学側も適切な対処することも可能ですが、保護者側があえて障害を隠しておられ、我々、非常勤が気づいたケースが多々あり、そういう時には個人的に対処するしかなく、課題を与えて合格させたケースがあります。これって、他の学生に不公平感を感じさせないか、はらはらした経験があります。

問3では、本学の発達障害学生支援への意見や要望について、自由記述を求めた。21名（非常勤回答者全員のうち16.0%）の記載があり、そのうち①大学や専任教員との連携・情報共有・システムのあり方などへの意見が11、②その他の記述（感想など）が10、であった。特に、本学にとって示唆的であると考えられた①の記載例を以下に抜粋する。

- ・機器等の購入で支援できるものは大学が行う。履修等の手順または、学習方法等のアドバイスは部屋と時間を定めて誰もが利用できる場を作るべきで、そこに専任（又は専門の職員）を配置させる。あるいは、大学3年生の優秀な学生がチューターとなり、アドヴァイス（勉強の仕方、大学生活、論文の書き方）するチューターシステムを導入する。そして、その仕事に対しての報酬もきちんとすること。
- ・私も発達障害、学習障害についての書籍を10数冊読み、多くの同僚（非常勤）と意見交換し、勉強しています。彼らへの対応は本当に苦しく労力もいるし、こちらの精神的忍耐力も必要で大変な仕事です。ぜひ、クラスを少人数にして頂き、私たち教師の負担をできるだけ減らして頂きたい。できれば、発達障害の学生は専門知識のある専門の先生に対応してもらいたい。

以上、非常勤講師への追加項目への回答および記述から言えることは、回答者の約3割が発達障害及び発達障害の傾向がある学生への指導ならびに支援において、非常勤の立場ならではの困難を感じていること、その理由の第一は、処遇に対して過剰な負担であると感じられていること、第二は、情報共有を含め、専任教員との対等な立場での連携・協働が難しい構造が障壁となっていることである。さらに、問3の自由記述例にもあるように、本学においては初年次の必修科目である語学、体育学、共通基礎教育の多くの科目を非常勤講師が担っており、そこで、入学時に障害を報告していない発達障害の学生や、発達障害の傾向があるが未自覚の学生が、初めて支援の対象として教員に認知される場合が多いと考えられることである。本学における発達障害学生支援を考えると、これら非常勤講師（専任教員の2倍以上の人員が在籍）の果たす役割の重要性を、よりいっそ

う意識する必要があると言えるだろう。

#### IV. 総合的考察

以上、本学の専任教員及び非常勤講師が、障害のある学生への「合理的配慮」についてどのような意識を持っているか、また発達障害及び発達障害の傾向がある学生に対してどのような支援の経験と意識を持っているかを、各項目の数量的結果ならびに自由記述の記載内容から示した。最後に、それらをより俯瞰的な視点から理解し、評価するために、2つの比較を行ってみたい。

##### 1. 本学（私立）と他の3大学（国立）の比較から見えること

以下、特に文献を記載していない本学以外の数値データは、4大学で実施した今回の調査全体の報告（松下他、2017）からの引用である。

まず、回答者の属性であるが、他の3大学は理工学学部・大学院の所属が54.2%～84.4%と圧倒的に多いのに対し、本学の場合（専任教員）は理工系が34.9%、社会科学系が32.6%、人文科学系が26.7%と、大半が文系学部の所属であった。また、本学は7割以上が教授職であるのに対し、他の3大学は教授と准教授がほぼ同数、助教が15.1%～38.7%と、比較的若手と思われる教員が多く回答していた。この違いは、本学における教授職の割合が高いことも関係しているが、実際に支援に携わったり、関心を持ったりしているのも、学科、専攻、ゼミ等の、責任を持つ立場の教員であるという傾向を表しているかもしれない。国公立大学で講座制を敷いているような場合には、複数の教員で学生を指導し、個別の支援は若手が担うという役割分担が可能だが、本学の、特に文系の場合は、一人の教員がゼミやクラス指導の責任を負うことが求められている。このことは、合理的配慮を考える際にも、「一人で判断を行うことを迫られる」という心理的負担を生じやすい要因となっていると言えるだろう。

次に、合理的配慮に関する研修・学習経験についてであるが、本学の専任教員が何らかの研修（FDなど）を受けたことのある割合は31.4%で、他の3大学（39.8%～51.7%）に比べて最も低かった。これは、合理的配慮が「義務化」された国立大学と、「努力義務」段階の私立大学との違いを示していると言えるかもしれない。一方、合理的配慮に関して、「教員同士で、あるいはカウンセラーや医師などと話し合ったことがある」割合は、本学が73.3%、他の3大学は48.4%～57.8%、「自分で調べたことがある」割合は、本学が52.3%、他の3大学は43.2%～48.4%で、いずれも顕著に本学が最も高かった。これは、制度としての研修経験は相対的に少なくとも、本学の専任教員が、自発的な学習や学内連携により合理的配慮について学ぼうとする意識を持ち、実践していることを表していると言えるのではなからうか。

発達障害及び発達障害の傾向がある学生への対応経験については、これも他の3大学（国立大学）との違いが顕著であった。例えば、「指導したことがない」は25.6%（他の3大学は39.8%～44.7%）で最も少なく、本学の専任教員（回答者）の約4分の3は、ゼミや研究室で、あるいは授業担当者として、何らかの指導経験を持っていることがわかった。これは、1科目入試などを含めて多様な入試形態を採る本学においては、特定の秀でた領域があって入学を許可された後に、幅広い学習内容や求められる技能の習得についていけず、支援が必要になる発達障害及びその傾向のある学生が一定数いることと関連しているのではないかと推察される。そして、何らかの指導経験がある専任教員のうち、「配慮」をした経験についても、本学と他の3大学には特徴的な違いが見られた。「教員自身の判断で」配慮した経験の割合にはあまり差がないが、「本人もしくは保護者の要望で」配慮した経験の割合は、本学が53.1%であるのに対し、他の3大学では22.2%～36.1%、「学生相談室・学生支援部署などからの要請で」



配慮した経験は、本学が68.8%であるのに対し、他の3大学が38.0%～44.4%に留まっていた。これは、本学の専任教員回答者の多くが文系学部の所属であり、理工系と比べて相対的に学生と密接に関わることが少なく、他からの要請で初めて支援の必要性に気づくという事情も関係しているかもしれないが、それ以上に、保護者や支援部署との連携が密接であると言えるかもしれない。その傍証として、「対応に困った時の相談・支援窓口が学内にあることを知っている」と回答した割合が最も高い（本学は84.9%、他の3大学は71.0%～82.4%）ことも挙げられよう。

次に、発達障害及び発達障害の傾向がある学生への合理的配慮の内容についての、専任教員の意識について、本学の特徴を整理してみる。

他の3大学と最も顕著な違いが見られたのは、第一に、入学時移行支援の領域（①～②）であった。例えば、「入学前に当該学生や保護者から相談を受け、提供可能な支援などを説明する」配慮については、「すでに行っている」とする回答が、本学では29.1%に対し、他の3大学では10.9%～19.4%、「出身高校の教員等から連絡を受け、情報共有する」配慮については、同様に本学が16.3%に対し、他の3大学が3.0%～12.1%であった。これは、本学の学生の約4分の3が自宅通学生であり、保護者や出身高校の関係者と面談等を行いやすい物理的な事情も関係していると考えられるが、同時に、私立大学における入学生確保の努力の一環として捉えることもできるだろう。第二に特徴的であったのは、「学内連携」の領域（④～⑥）である。当該学生に学内の相談窓口に行くよう勤めるという配慮の実施率に大きな差は見られなかったが、「相談窓口で教員が連絡を取る、連れていくなどして、学生を繋ぐことを試みる」配慮の実施率は、本学が43.0%であるのに対し、他の3大学は22.4%～36.2%に留まっていた。「すでに行っている」と「求められれば実行可能」という回答を合わせると、合理的配慮の提供にあ

たって、本学では学内の相談窓口へ直接連絡し相談するという意識を持つ専任教員が9割を超えている。

履修や学生生活支援の領域（⑦～⑳）については、回答分布の全体的な傾向はおおむね本学も他の3大学と同様であった。「Ⅲ. 結果」でも触れたが、成績評価に直結すると考えられる配慮については抵抗を感じる教員が多く、「不必要」の選択者が最も多かったのは、「代替科目の履修許可」の項目（本学が29.1%、4大学の平均が22.8%）であった。これらの中で、本学における「すでに行っている」割合が、4大学の平均より10ポイント以上高かった項目は、「履修登録の仕方や手順などを説明する」「資料の電子データを提供する」「課題の提出や試験について指示を聞き逃す場合に、個別に伝達する」「試験の際の別室受験を認める」であった。逆に、「実行するのは難しそう」もしくは「このような配慮は必要ない（あるいはすべきでない）」という回答の割合が、それぞれ4大学の平均より5ポイント以上高い項目は、上述の「代替科目の履修許可」に対する「不必要」の選択率のみであった。

出口・就労移行支援に関する質問項目が今回なかったため、その領域については不明であるが、それ以外の領域の具体的な合理的配慮の例に対して、本学の専任教員は他の3大学に比べて、おおむね個別の配慮をすでに行っている割合が高く、配慮実施への抵抗が少ないと言えるだろう。

さらに、合理的配慮を行ううえで検討すべき、「医学的診断」「教育理念や教育目標」「公平性」「労力」「経費や施設・機材」の5つの事項について見てみると、本学の回答分布の傾向はおおむね全体の傾向と一致しているが、その中でも、「医師による診断書が提出されていなくても、学内のカウンセラー等が発達障害の可能性があると判断する場合は、個別の配慮を考える」「教育理念や教育目標を曲げることは避けたいが、当該学生がその特性に見合った課題・方法で学べるようにで

きるだけ個別的配慮を行う」「当該学生は発達障害のために他の学生とは異なる困難を有しているのだから、その学生に配慮を行うことで公平性が保たれる」「時間的体力的な余裕は乏しいが、当該学生に必要な配慮はできるだけ行う」「個別配慮の要請があった場合は、そのために必要となる費用や特別な施設・機材の準備ができるかどうか学内で話し合い、できるだけ実現することが望ましい」という回答の選択率が、他の3大学に比べて高くなる傾向があった。教育理念や他の学生との公平性を損なうことに対する懸念はあるが、それでも他の3大学に比べると、学内連携によりできるだけ個別的配慮を行おうとする意識を持つ傾向にあると言える。ここには、「人格の修養と健康の増進を重んじ、個性を尊重して各人の天賦の特性を啓発する人物教育の率先」という本学の建学の精神が反映されていると考えてもよいだろうか。実際、専任教員の自由記述の中には、「本学の教育理念は、合理的配慮と相反するものではないと思う」という、建学の精神に触れたものもあった。

## 2. 専任と非常勤の比較から見えること

個々の項目についての比較は「Ⅲ. 結果」ですでに取り上げたので、ここでは自由記述の内容から浮かび上がってきたことを含め、全体的な考察を行う。

本学の専任教員は、少なくとも本調査に協力した回答者においては、発達障害をはじめ様々な障害や事情を抱えた学生に対し、労力の負担はあっても、学生相談室や学生支援部署と連携し、個別の教育的配慮を厭わない意識を持つ者が多数派であった。そこには、本学がこれまで年月をかけて全学的な学生生活支援体制を構築し、関係部署の実質的な連携の実績を蓄積してきた成果も反映されていると考えられよう。学内の様々な部署と連携しながら発達障害及びその傾向のある学生の支援を行っている本学の実態は、高石他（2016）で

も報告した通りである。

その一方で、「合理的配慮」の判断と実施に関しては、教員「個人」が責任を負うことへの不安や負担感が大きく、誤った対応をして学生に不利益を与えることのないよう、専門家による教員への支援を求める意見が目立った。障害のある学生への全学的な支援体制の整備については、本学ではまだ具体的検討の緒に就いたばかりであり、喫緊の課題となっている。個人の判断に多くを委ねることの危険性は、本調査への回答者の中にも発達障害への誤解（知的障害や精神障害との混同など）に基づく意見を記述する者が、少数ながら見られることから実感される。また、些少でない配慮の必要な学生は入学判断を慎重に行って、入学させないほうがよいという意見も見られ、学生数確保が経営上の重要な問題となる私立大学特有のジレンマを抱えていることがわかる。もっとも、これを合理的配慮の必要な学生を単純に排除する意識と捉えるのは早計であって、入口のところで、当該学生の特性と入学後に求められる学習の特質とを擦り合せられる試験を課すという、大学側の努力可能な課題を提起する意見だと捉えることが適切だろう。

本学の非常勤講師で、他に本務校を持ち、そこでの先進的な取り組みに基づいた提案や、本学の課題への指摘を記述した教員もあったが、大多数は、本務校を持たず、本学での経験に基づいて回答したと考えられる。非常勤の全体的特徴として、時間がない、情報がない、超過分の報酬がない、など職務上の様々な制約のある立場にも関わらず、筆者らの予想を超えて、専任教員と大差なく個別の配慮をすでに行い、また実行可能と回答していた。つまり、非常勤の場合、必要があれば合理的配慮を行うという意識は専任同様に持っているが、立場上の制約により負担感や困難感が相対的に強くならざるを得ないということではなからうか。本学では、非常勤講師の採用は、同じ専門領域の専任教員を介してなされることが一般的

で、そこには専任教員と非常勤講師との間の、必ずしも対等とは言えない関係性の問題が障壁になっている例があることも自由記述からわかった。極端な場合、指導が難しく個別的配慮を必要とする発達障害（傾向）の学生を非常勤として担当し、何らかのトラブルが生じたとき、発達障害に対する理解の不十分な専任教員が適切でない介入をすれば、教員間のハラスメントという事態にも発展しかねないということである。ここにも、個別の教員に合理的配慮の判断を委ねることの危険性が潜在している。

## V. おわりに

障害者差別解消法が施行された元年の、発達障害及び発達障害の傾向がある学生への支援と合理的配慮に関する本学教員の意識について、3つの国立大学との比較、ならびに専任と非常勤との比較を通して、その一端を明らかにすることができたと思う。

見出された意義ある点の一つは、本学の教員は、「意識」としては、今後いっそう求められると想定される「合理的配慮」なるものに対しておおむね受容的であるが、学生への個別的配慮が法令により何らかの判断を受ける可能性がある節目を迎え、これまで通り教員「個人」の裁量に委ねられることへの不安が高まっていると考えられることである。これは、教職員と専門家の顔の見える連携と協働によって、柔軟に細やかに、個別の対応を行ってきた本学の良き伝統から脱皮し、良さを活かしながら個人を守る「システム」を構築すべき方向性を意味しているであろう。

そしてもう一つは、障害支援を含め、本学の学生教育の多くが非常勤講師の熱意によって支えられており、学生支援体制を構築・発展させていく際に、もっと非常勤教員を視野に入れた検討を

行っていく必要があると気づかされた点である。筆者ら学生相談機関に属するカウンセラーとしても、これまで以上に視野を広げ、教員への後方支援を充実させることが求められていると言える。本調査から得られた気づきを基に、今後の障害学生支援体制構築に向けて、可能な貢献をしていきたいと思う。

## 註

- 1) 本研究は、独立行政法人日本学術振興会科学研究費基盤研究（C）〔基金〕（研究課題名：発達障害学生に必要となる支援の実際と合理的配慮に関する研究 研究代表者：吉良安之（九州大学） 研究分担者：内野悌司（広島大学）・高石恭子（甲南大学）・菊池悌一郎（九州工業大学）・福留留美（甲南大学）・福盛英明（九州大学）・松下智子（九州大学） 調査協力者：田島晶子（福岡教育大学）2014年度～2016年度：JP26380931）を受けて行われた。調査内容については、九州大学基幹教育院倫理委員会による審査を受け、承認されている。実施対象の範囲は四大学それぞれで異なり、本学のみ専任だけでなく非常勤を含めた全員配布の方法を採った。調査実施へのご理解をいただいた、本学学生生活支援委員長である中井伊都子副学長に謝意を表したい。四大学における調査全体の結果については、松下他（2017）が報告している。なお、本学実施分のデータ入力・集計については、西河友則子氏（阪南大学学生相談室）のお世話になった。紙面を借りて、御礼を申し上げる。

## 文献

- 松下智子・吉良安之・福盛英明・菊池悌一郎・高石恭子・福留留美・内野悌司・田島晶子 2017 発達障害及びその傾向のある学生への支援・合理的配慮をめぐる大学教員の認識に関する調査——基礎的統計データの報告——九州大学学生相談室紀要第3号（印刷中）
- 文部科学省高等教育局 2012 障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）
- 高石恭子・青柳寛之・友久茂子 2016 学生相談機関における発達障害学生への支援に関する研究——甲南大学学生相談室2013年度・2014年度の実態調査より——甲南大学学生相談室紀要第23号 25-41

資料 非常勤講師版質問用紙

問1 あなたの勤務する学校の種別について、当てはまるものの数字に○をつけてください。その他の場合はカッコ内に記述して下さい。【本務校のある方は本務校について回答し、それ以外の方は、甲南大学について回答してください。以下、問2～11も同様】

1. 大学 2. 短期大学 3. 高等専門学校 4. その他( )

問2 あなたの勤務する学校の設立形態について、当てはまるものの数字に○をつけてください。

1. 国立 2. 公立 3. 私立

問3 あなたの勤務する学校の規模(学生総数)について、当てはまるものの数字に○をつけてください。  
【参考:甲南大学の学生総数は9,000人以上10,000人未満】

大学 1. 1,000人以下 2. 1,001～5,000人 3. 5,001～10,000人 4. 10,001人以上  
短大 5. 500人以下 6. 500～1,000人 7. 1,001人以上  
高专 8. 500人以下 9. 500～1,000人 10. 1,001人以上  
その他 11. 500人以下 12. 500～1,000人 13. 1,001人以上

問4 あなたが所属する部署【または本学でご担当の分野】について、当てはまるものの数字に○をつけてください。その他の場合はカッコ内に記述してください。【判断に迷う場合はその他に○をつけ、学部学科名を書いてください】

1. 人文科学 2. 社会科学 3. 理学 4. 工学  
5. 農学 6. 保健(医・歯学) 7. 保健(医・歯学を除く) 8. 商船  
9. 家政 10. 教育 11. 芸術 12. その他( )

問5 あなたの職名について、当てはまるものの数字に○をつけてください。その他の場合はカッコ内に記述してください。【本務校のある方以外は5. その他に○をつけ、カッコ内に非常勤講師とご記入ください】

1. 教授 2. 准教授 3. 講師 4. 助教  
5. その他( )

障害のある学生全般への合理的配慮に関する研修について伺います

問6 障害のある学生、あるいは発達障害のある学生への合理的配慮に関して、あなたがこれまでに受けた研修(FDなど)について、項目1～3のうち当てはまるもの、いずれか一つに○をつけてください。

1. 合理的配慮について具体例を含めた研修を受けたことがある  
2. 合理的配慮について具体例は含まないが簡単な研修を受けたことがある  
3. 合理的配慮について研修を受けたことはない

問11 発達障害及び発達障害の傾向がある学生への対応に迷った時の相談・支援窓口について、お尋ねします。項目1～3のうち当てはまるもの、いずれか一つに○をつけてください。  
※ 特に障害学生支援に特化した窓口でなくても構いません。

発達障害及び発達障害の傾向がある学生への対応に教員が迷ったとき

1. 相談できる窓口が学内にあることを知っている  
2. 相談できる窓口が学内にあるかどうか知らない  
3. 相談できる窓口は学内に整備されていない

問12 発達障害及び発達障害の傾向がある学生への合理的配慮の内容について、教員としてどのように考えるか、お尋ねします。

発達障害及び発達障害の傾向がある学生には、その学生の状態に応じてさまざまな内容の配慮が必要になります。以下は日本学生支援機構『教職員のための障害学生修学支援ガイド』の記載を基に作成したリストです。①から⑨までの項目それぞれについてあなたはどのように考えるか、以下の基準により、1～4のいずれか一つの数字に○をつけてください。

(回答の基準)

「自分(あるいは周囲の教員)は、このような配慮をすでに行っている」というもの	1
「自分(あるいは周囲の教員)はこれまで行ったことはないが、このような配慮を求められれば、実行可能である」というもの	2
「自分(あるいは周囲の教員)はこれまで行ったことはないし、このような配慮を求められても実行するのは難しい」というもの	3
「自分(あるいは周囲の教員)はこれまで行ったことはないし、かつ、このような配慮は必要ない(あるいは、すべきではない)」というもの	4

<相談を受け情報を共有する>

①入学前に当該学生や保護者から相談を受け、提供可能な支援などを説明する	1・2・3・4
②出身高校の教員等から連絡を受け、現在までの状況やこれまでの支援体制について情報を共有する	1・2・3・4
③当該学生との定期的な面談を行う	1・2・3・4

問7 障害のある学生、あるいは発達障害のある学生への合理的配慮に関して、あなたはこれまでに教員同士で、あるいはカウンセラーや医師などの専門職者と、話し合ったことがありますか。(合理的配慮全般についても、特定の学生への配慮についてもよい。)項目1～2のうちどちらか一つの数字に○をつけてください。

1. 話し合ったことがある  
2. 話し合ったことはない

問8 障害のある学生、あるいは発達障害のある学生への合理的配慮に関して、あなたはこれまでに自分で調べたことがありますか。項目1～2のうちどちらか一つの数字に○をつけてください。

1. 調べたことがある  
2. 調べたことはない

ここからは発達障害及び発達障害の傾向がある学生への対応について伺います

問9 発達障害及び発達障害の傾向がある学生への指導経験について、項目1～4のうち当てはまるもの、いずれか一つの数字に○をつけてください。

1. 指導教員としても教育科目の教員としても指導したことがある  
2. 指導教員として指導したことがある  
3. 教育科目の教員として指導したことがある  
4. 指導したことはない

問10 問9において、1～3のいずれかに○をつけた方にお尋ねします。  
(4. に○をつけた方は、次のページの問11に進んでください)

発達障害及び発達障害の傾向がある学生への配慮経験について、以下の項目1～5のうち、当てはまるものの数字すべてに○をつけてください。(いくつ○をつけてもよい。)

1. 教員自身の判断で配慮をしたことがある  
2. 本人もしくは保護者の要望で何らかの配慮をしたことがある  
3. 学生相談室・学生支援部等などからの要請で何らかの配慮をしたことがある  
4. 配慮の必要性を感じることがなく、配慮はしなかった  
5. 配慮の要請があったが、配慮はしなかった

<相談機関についての情報提供や案内>

④学内の相談窓口(保健室・学生相談室・教務窓口等)に行くことを勧める	1・2・3・4
⑤相談窓口で教員が連絡を取る、連れていくなどして、学生を繋ぐことを試みる	1・2・3・4
⑥教員が学内の相談機関に連絡をとり、支援策を相談する	1・2・3・4

<履修や学生生活にかかわる個別の支援>

⑦どの科目を履修する必要があるかを説明しその学生の時間割の作成を支援する	1・2・3・4
⑧履修登録の仕方や手順などを説明する	1・2・3・4
⑨休み時間、一人で静かに過ごせるスペース(休憩室)を提供する	1・2・3・4

<自分の担当科目を履修しているさいの個別の配慮>

⑩授業の形態や評価方法がその学生にわかるように詳細なシラバスを作成する	1・2・3・4
⑪授業内容についての詳細な資料を準備して渡す	1・2・3・4
⑫資料の電子データを提供する	1・2・3・4
⑬講義内容を録音することを許可する(録音機材は当該学生が準備)	1・2・3・4
⑭講義内容をパソコンでメモすることを許可する(パソコンは当該学生が準備)	1・2・3・4
⑮教室での当該学生の座席位置を調整したり事前に確保したりする	1・2・3・4
⑯課題の提出期限の延長を認める	1・2・3・4
⑰課題の提出や試験について指示を聞き逃す場合に、個別に伝達する	1・2・3・4
⑱同じ科目に何度も落第する場合、学習の仕方などについて個別に指導する	1・2・3・4
⑲同じ科目に何度も落第する場合、代替科目の履修を特別に認める	1・2・3・4

<試験に関する個別の配慮>

②試験時間の延長を認める	1・2・3・4
④試験ではなくレポート提出などの代替課題によって成績を評価する	1・2・3・4
⑥試験の際の別室受験を認める	1・2・3・4

<実験や実習における個別の配慮>

(教育課程に実験や実習の科目がない場合は、回答しないで構いません。)

◎実験や実習において解りやすい手順説明資料を作成し配布する	1・2・3・4
◎当該学生に個別に対応するTA(ティーチング・アシスタント)を配置する	1・2・3・4
◎学外での実習等において予想される困難やそのさのいの対処について、実習開始前に当該学生と個別に話し合う	1・2・3・4
◎学外での実習等において、当該学生が希望すれば、実習先に当該学生の特性を説明し配慮を依頼する	1・2・3・4

問13 合理的配慮を行ううえで検討すべき事項に関してお尋ね致します。

発達障害及び発達障害の傾向がある学生への合理的配慮を行ううえで検討すべき事項や支障となる事項が考えられます。以下の(A)～(E)の事項についてあなたがどのように考えるか、回答してください。

(A) 医学的な診断の有無について

医学的な診断はないが、学内のカウンセラー等が発達障害の可能性があると判断する場合があります。あなたの考えに当てはまるもの一つを選び、その数字に○をつけてください。

1. 医師による診断書が大学側に提出されたとしても、個別の配慮は考えにくい
2. 医師による診断書が大学側に提出された場合にのみ、個別の配慮を考える
3. 医師による診断書が提出されていなくても、学内のカウンセラー等が発達障害の可能性があると判断する場合は、個別の配慮を考える
4. 医師による診断書や学内のカウンセラー等による判断がない場合でも、当該学生が修学上困っていることがわかれば、それに対して配慮を行う

合理的配慮実施にあたっての医学的診断の必要性について、意見があれば記入してください。

(D) 教員の労力の問題について

個別の学生への配慮は、それが合理的であったとしても教員にとって大きな労力を要するものになる場合があります。このことについてどのように考えますか。あなたの考えに当てはまるもの一つを選び、その数字に○をつけてください。

1. 個別の配慮を行うだけの時間的体力的な余裕が乏しいので、特別な配慮はできない
2. 時間的体力的な余裕が乏しいので、労力を要さない最小限の個別配慮のみ可能である
3. 時間的体力的な余裕は乏しいが、当該学生に必要な配慮はできるだけ行う
4. 当該学生に必要な配慮であれば、教員側に必要となる労力の度合いにかかわらず、それを行う

個別の配慮を行ううえで教員側に時間的労力が必要になる点について、意見があれば記入してください。

(E) 必要となる経費や施設・機材の問題について

個別の学生への配慮を行うために、費用を要したり、特別な施設・機材を大学側に準備する必要が生じる場合があります(例:TA 雇用等の人員費、休憩室、特別なパソコンソフト等)。そのことについてどのように考えますか。あなたの考えに当てはまるもの一つを選び、その数字に○をつけてください。

1. 発達障害のある少数の学生のために必要となる費用や特別な施設・機材を要する配慮を行うことは、非現実的である
2. 個別配慮の要請があった場合は、そのために必要となる費用や特別な施設・機材の準備ができるかどうか学内で話し合う必要があるが、現状ではなかなか困難である
3. 個別配慮の要請があった場合は、そのために必要となる費用や特別な施設・機材の準備ができるかどうか学内で話し合い、できるだけ実現することが望ましい
4. 入学してきた学生の修学を支援するための配慮なので、必要となる費用や特別な施設・機材を調達して大学として最大限の配慮を行う必要がある

個別の配慮を行ううえで特別な費用や施設・機材が必要になることについて、意見があれば記入してください。

調査は以上で終了です。お忙しいところ、アンケートにご協力を頂き、ありがとうございました。

◎裏面に本学の学生支援に関する記述を付けていただいております。ご意見・ご要望がありましたらお書きください。

(B) 教育理念や教育目標にかかわる問題について

教育上の理念や教育目標と合理的配慮との兼ね合いについて、どのように考えますか。あなたの考えに当てはまるもの一つを選び、その数字に○をつけてください。

1. 教育理念や教育目標を曲げるわけにはいかないで、他の学生と同じ課題を同じ方法で行うことができれば、単位を与えることはできない
2. 教育理念や教育目標を曲げるわけにはいかないで、それには抵触しない範囲での些少な個別の配慮のみを認める
3. 教育理念や教育目標を曲げることは避けたいが、当該学生がその特性に見合った課題・方法で学べるようにできるだけ個別の配慮を行う
4. 教育理念や教育目標よりも、その学生が単位を取得して卒業できることを重視して最大限の個別の配慮を行う

合理的配慮と教育理念・教育目標との兼ね合いについて、意見があれば記入してください。

(C) 他の学生との公平性の問題について

合理的配慮を行ううえで、他の学生との公平性の問題をどのように考えますか。あなたの考えに当てはまるもの一つを選び、その数字に○をつけてください。

1. 個別の配慮は他の学生にとって不公平になるので、特別の配慮は行いたくない
2. 他の学生にとって極端な不公平にならない範囲での配慮のみを行う
3. 当該学生は発達障害のために他の学生とは異なる困難を有しているのだから、その学生に配慮を行うことで公平性が保たれる
4. 他の学生との公平性については特に気にならない

個別の配慮を行ううえで他の学生との公平性をどのように考えるか、意見があれば記入してください。

【以下は、甲南大学カウンセリングセンター学生相談室からの追加質問項目です。今後の本学の学生支援の参考にさせていただきますので、よろしければご回答ください。なお、具体例を記述される際には、当事者のプライバシーに配慮し、匿名性を保った表現していただきますようお願いいたします。】

問1 発達障害及び発達障害の傾向のある学生への対応について、非常勤講師という立場による困難を感じたことがありますか。項目1～2のうちどちらか一つの数字に○をつけてください。

1. ある
2. ない

問2 (1. ある と回答された方にお尋ねします)

それはどのようなことですか。差支えない範囲で、以下にお書きください。

問3 本学の発達障害及び発達障害の傾向のある学生への支援について、ご意見やご要望がありましたら以下にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

## ABSTRACT

A Study on the Teachers' Current Consciousness about Reasonable Accommodation and Offering Support for Students with Developmental Disorders: From the Results of a Questionnaire Survey Conducted for Full-time and Part-time Teachers of Konan University.

TAKAISHI, Kyoko; AOYAGI, Hiroyuki; FUKUDOME, Rumi

*Konan University*

This article reports the results of the questionnaire survey conducted in Konan University to reveal teachers' current consciousness about reasonable accommodation and offering support for students with developmental disorders. 86 full-time teachers and 131 part-time teachers responded, and the valid response rate was 32.0% and 20.3%. Compared with the survey results from three other national universities, it was found that, even though various individualized care for aforesaid students has already been practiced by our full-time teachers, support system for teachers is required hereafter, since they have certain fear of making personal decisions on carrying out the reasonable accommodation. From the comparison between the full-time teachers and part-time teachers, there seems to be no remarkable differences on the consciousness about reasonable accommodations. However it is also suggested that part-time teachers tend to find it a larger burden due to their limited position. To solve these problems, we also discuss the need to build a support system including experts on students with developmental disorders.

*Key Words* : questionnaire survey, reasonable accommodation, developmental disorders, teachers' consciousness

---